

一般社団法人日本神経学会認定更新に関する規程

(平成 24 年 1 月 27 日改正)

1. 日本神経学会（以下本学会と略）は本学会専門医のレベル保持のため、次の方式により認定更新制を施行する。
2. 認定更新手続き
  - 1) 本学会専門医は本規定施行後、または認定を受けた後 5 年を経た時に、認定更新の審査を受けなければ、引き続いて本学会専門医を呼称することはできない。
  - 2) 取得単位が規定の単位に満たない場合は、認定更新手続きの保留を認定更新小委員会に願い出ることにより認定更新の期限を 1 年間に限り延長できる。更新手続き保留期間中の専門医呼称は可能である。保留を願い出なかった場合、または保留期間中に必要基準を満たせない場合は、専門医資格を停止する。停止期間中は専門医を呼称することはできない。停止期間は最大 3 年とする。保留または停止期間中に規定の単位を取得できた場合は次年度より専門医資格を回復する。停止が 3 年を超える場合は、専門医資格を喪失する。
  - 3) 海外留学、病気その他認定委員会が妥当と認める理由があれば、その期間を認定更新に必要な期間から除外することが出来る。認定更新期間延長願（書式例参照のこと）を予め提出し、同時にその間の年会費を納入すること。（帰国後は直ちに学会事務局まで、その旨を報告のこと。）

認定更新手続き保留願

書式例（A 4 サイズにて提出してください。）

年 月 日提出
<u>日本神経学会認定更新小委員会殿</u>
<b>認定更新手続き保留願</b>
標記の件、認定更新期間中の取得単位が規定の単位に満たないため、下記の期間、認定更新手続きの保留を願い出ます。よろしくお願い申し上げます。
記
氏 名 :
(自署)
生 年 月 日 :
会 員 番 号 :
専門医登録番号 :
所 属 機 関 :
認定更新期間 : 年 月 日 ~ 年 月 日
認定更新手続きの保留期間 : 年 月 日 ~ 年 月 日

認定更新期間延長願

書式例（A4サイズにて提出してください。）

年 月 日提出
日本神経学会認定委員会殿
<b>認定更新期間延長願</b>
標記の件、下記の期間、下記研究機関に海外留学・出張いたしますので、留学先の受書・在籍証明書（写）をそえてお届けいたします。 よろしく願い申し上げます。
記
氏 名： (自署)
生 年 月 日：
会 員 番 号：
専門医登録番号：
国内の所属機関：
留 学 先：
留 学 期 間： 年 月 日 ～ 年 月 日

3. 認定更新は認定委員会が申請者の資格申請を行い、その後理事会が認定する。
4. 認定更新手続は、その年度に更新の審査を受けるべき該当者、ならびに認定更新申請に必要な提出書類や申請期間を記載した文書を各自に郵便にて送付します。
5. 公告の記載事項に該当する専門医は、公告に従い所定の書類を添付して認定更新の申請をしなければ、認定の更新を受けることはできない。
6. 認定更新の単位の取得総数は5年間に50単位とし、そのうち30単位以上は、本学会総会・地方会・生涯教育講演会への参加取得を必須とする。

平成16年より、認定内科医資格とその更新が必要となり、日本内科学会主催企画で25単位以上の取得が別途必要である。

なお、取得単位は次の更新期間への繰り越しは認めないものとする。

7. 取得単位の対象となる企画と参加単位は、次により計算する。

1) 講演会

- ① 本学会総会への参加は7単位、演者（共同演者は除く）は3単位加算する。
- ② 本学会地方会への参加は3単位、演者（共同演者は除く）は2単位加算する。
- ③ 生涯教育企画で本学会の実施するものへの参加は7単位とする。ただし、生涯教育セミナー「Hands-on」への参加は5単位とする。
- ④ 関連国際学会（\*1）への参加は4単位とする。
- ⑤ 日本医学会総会への参加は4単位とする。

⑥ 日本医学会加盟およびそれに準ずる学会で本学会の認めるもの（\*2）への参加は 2 単位とする。（総会のみ。地方会等は含みません。）

2) 論文掲載（Letter to the Editor は含みません）

① 本学会機関誌「臨床神経学」の掲載論文については、筆頭著者は 10 単位、共著者は 2 単位とする。

② 関連国内学術誌（\*3）への掲載論文については、筆頭著者は 5 単位、共著者は 1 単位とする。

③ 関連国際誌（\*4）への掲載論文については筆頭著者は 10 単位、共著者は 2 単位とする。

上記①、②、③については、更新の際証拠書類（別刷、コピー可）が必要。

8. 取得単位の集計方法

1) 本学会が企画する総会・地方会・生涯教育講演会、および日本末梢神経学会、脳のシンポジウム、新潟神経学夏期セミナー、日本神経感染症学会、日本神経免疫学会、日本神経病理学会関東地方会、臨床神経病理懇話会、中国四国脳卒中研究会、神経研夏のセミナー「神経病理の基礎と臨床」・「脳を固める・切る・染める・見る」については、開催当日に会場にて交付される参加登録票により、事務局にてそのつどコンピューターに登録するので証拠資料は不要。

2) 1) 以外の取得単位については、各人が認定更新申請時に証拠となる資料を添付して提出する。

\*1 関連国際学会とは次の通りである。

世界神経学会、アジア大洋州神経学会、国際神経・筋学会、国際自律神経学会、国際神経病理学会、国際臨床神経生理学会、国際脳卒中学会、国際小児神経学会  
その他これに準ずるもの

\*2 日本医学会加盟およびそれに準ずる学会で本学会が認めるものは、次の通りである。

日本内科学会、日本老年医学会、日本自律神経学会、日本脳卒中学会、日本リハビリテーション医学会、日本臨床神経生理学会、日本神経心理学会、日本高次脳機能障害学会、日本神経病理学会、日本小児神経学会、日本神経科学学会、日本神経化学学会、日本認知症学会、日本神経眼科学会、日本脳循環代謝学会、日本平衡神経学会、日本神経治療学会、日本てんかん学会、日本精神神経学会、日本末梢神経学会、日本脳神経超音波学会、日本頭痛学会、日本脳神経 CI 学会、日本アフレスミス学会、日本神経感染症学会、日本神経免疫学会、日本脊髄障害医学会、日本ヒト脳機能マッピング学会、パーキンソン病・運動障害疾患コンgres、日本栓子検出と治療学会、日本睡眠学会、日本神経精神医学会  
その他これに準ずるもの

「脳のシンポジウム」、新潟神経学夏期セミナー（新潟大学脳研究所主催）、日本神経病理学会関東地方会、東北神経病理研究会、臨床神経病理懇話会、中国四国脳卒中研究会、神経研夏のセミナー「神経病理の基礎と臨床」・「脳を固める・切る・染める・見る」

\*3 関連国内学術誌とは次の通りである。

日内会誌、日老医学会誌、自律神経、脳卒中、リハ医学、脳波と筋電図、神経心理、失語症研、神経病理学、脳と発達、神経眼科、神経内科、神経進歩、脳神経、内科、医学のあゆみ、臨脳波、CI 研究、神経治療、精神誌、神経超音波医学、

Clin Neurosci, Intern Med, Psychiatry Clin Neurosci その他これに準ずるもの

●配列順不同

略称は

和名雑誌：醫學中央雑誌 1996 年，またはその雑誌の指定する略称による。

欧文名雑誌：Index Medicus, 1991 年に準ずる

\*4 関連国際誌とは、次の通りである。

Acta Neurol Scand, Acta Neuropathol (Berl) ,

Ann Neurol, Arch Neurol,

Brain, Brain Res,

Cortex,

Electroencephalogr Clin Neurophysiol,

Eur Neurol, Headache,

J Auton Nerv Syst, J Neurol,

J Neurol Neurosurg Psychiatry,

J Neurol Sci, J Neuropathol Exp Neurol,

Muscle Nerve,

Neurology, Neuromusc Dis, Neurosci Res,

Rev Neurol (Paris) ,

Stroke

その他これに準ずるもの

9. 認定内科医の更新

内科学会の方針に従う。

平成 16 年より、認定内科医資格とその更新が必要となり 5 年間で日本内科学会主催企画で 25 単位以上の取得が別途必要で、認定更新の保留はない。

10 本規定の改正については、理事会の承認を得るものとする。

附則

1. 本規定は、平成 4 年 4 月 1 日より施行する。
2. 本規定は、平成 19 年 5 月 17 日より施行する。
3. 本規程は、平成 23 年 7 月 16 日から施行する。
4. 本規程は、平成 24 年 1 月 27 日から施行する。